



## 自転車（歩道走行禁止）

図・WEB参照

ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のもの（人の力を補うため原動機【時速 24km まで】を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。【電動アシスト自転車・e-Bike】）をいう。

## 普通自転車（※①例外的に歩道走行が許可） 【TSマーク加入可能】

車体の大きさは、

長さ 190 cm以下

幅 60 cm以下【日傘・雨傘等を取り付けた場合も】【JIS規格はハンドル幅が35 cm以上】

車体の構造は、次に掲げるもの。

四輪以下の自転車で、側車を付していないこと。

運転者席以外の乗車装置（幼児用座席を除く）を備えていないこと。

制動装置（ブレーキ）が走行中容易に操作できる位置にあること。

歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

※①自転車(普通自転車のみ)が例外的に歩道を通行することができるのは、以下に当てはまる場合に限りです。それ以外の場合は、車道を通行しなければなりません。

1. 道路標識や道路標示によって通行することができるとされている場合

○自転車及び歩行者専用標識 ○自転車通行普通自転車歩道通行可

2. 運転者が児童（6歳以上13歳未満）、幼児（6歳未満）、70歳以上、又は車道通行に支障がある身体障害者である場合

3. 車道又は道路の状況に照らして、通行の安全を確保するために、普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められる場合

歩道内は「歩行者が優先」です。通行するときは歩道の中央から車道寄りの部分を

「徐行」です。歩行者の通行を妨げる場合は「一時停止」しなければなりません

# 電動アシスト自転車・e-Bike

## 電動自転車・電動キックボード（特定小型原付、原付）の整理

### ○ 電動アシスト自転車（自転車）

- ・人がペダルを踏みこむ力をモーターの力で補っている。  
（踏み込む力1に対して最大2倍の力でアシスト）
- ・モーターの力を利用しての速度は時速24kmまでとなっており、それ以上のスピードではアシストしない。
- ・道路交通法上、自転車（普通自転車）と同じ扱いになる。

### ○ e-Bike（自転車）

- ・主にロードバイク、クロスバイク、マウンテンバイクなどに分類され、スポーツサイクル用に開発されたドライブユニットを搭載しているのが特徴。
- ・一般の電動アシスト自転車に比べ、スポーツ走行が可能。

### ○ 電動自転車（原動機付自転車）

- ・ペダルを踏む必要がなく、バイクと同じ操作方法で走行可能。
- ・電動自転車は簡単に言うと「電動バイク」のようなもの。
- ・公道を走行する際には原付免許が必要。保険やナンバー登録、安全装置の装着義務

### ○ 電動キックボード

2022年4月20日に衆議院で道路交通法改正案が可決され、これにより今までは原動機付自転車（以後、原付）として区分されていた電動キックボードが新区分である特定小型原動機付自転車（以後、特定小型原付）に入ることになった。（但し、定義有り）改正道交法のうち特定小型原付に関しては、2年以内（2024年5月）までに施行される。

改正前      自転車 ————— 原付

改正後      自転車 ———— 特定小型原付 ———— 原付

（新設）

### ○ 特定小型原付の定義

（運転免許不要、16才以上、ヘルメット着用任意、自転車レーン走行可）

- ① 電動である。
- ② 最高速度20km/h以下に制限されている。（歩道走行時は6km/h以下）
- ③ 長さ190cm×幅60cm以内である。（自転車並み）
- ④ 特定小型原付に必要な保安部品が装着されている。

性能上の最高速度が原動機付自転車などと同程度の電動キックボードについては、引き続き、原動機付自転車等に区分。

原付として利用する場合、免許・自賠責保険・ナンバー登録・ヘルメット等は必須。